

新規上場申請のための四半期報告書

(第15期第1四半期)

自 2021年4月1日
至 2021年6月30日

マイクロ波化学株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	12
第4 経理の状況	13
1 四半期財務諸表	14
(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	16
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】 2022年5月19日
【四半期会計期間】 第15期第1四半期（自2021年4月1日 至2021年6月30日）
【会社名】 マイクロ波化学株式会社
【英訳名】 Microwave Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 巍
【本店の所在の場所】 大阪市住之江区平林南一丁目6番1号
（同所は登記上の本店所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】 該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階
【電話番号】 06-6170-7595（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 下條 智也

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第1四半期累計期間	第14期
会計期間		自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(千円)	68,053	458,026
経常損失(△)	(千円)	△121,613	△355,599
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△122,802	△1,036,391
持分法を適用した場合の投資損失(△)	(千円)	△7,794	△653,258
資本金	(千円)	2,298,446	2,298,446
発行済株式総数			
普通株式		25,000	25,000
A種種類株式		10,714	10,714
B種種類株式		35,300	35,300
C種種類株式	(株)	28,404	28,404
D種種類株式		15,628	15,628
E種種類株式		6,250	6,250
F種種類株式		6,441	6,441
G種種類株式		6,697	6,697
純資産額	(千円)	612,883	735,685
総資産額	(千円)	1,694,411	1,701,703
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△49.12	△414.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	36.2	43.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
4. 当社は、第14期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第14期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の分析

当第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外において経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が一層広がっております。

クリーンテック・グリーンケミカル分野においては、2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

このような状況下において、当社が研究開発を進めるマイクロ波プロセスは、化石資源ではなく電気由来であり、「内部加熱」「選択加熱」「急速加熱」などの特徴により効率的なエネルギー伝達を可能とするマイクロ波を利用することで、化石資源を利用している従来プロセスと比較して、大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております。

当社は、2014年に世界初の大規模マイクロ波化学工場である「M3K」を立上げ新聞用インキ原料である脂肪酸ブチルエステルの商業出荷を開始したことを皮切りに、2019年にはペプチスター㈱へのペプチド合成装置を納入、現在は、太陽化学㈱との合弁会社ティエムティ㈱において食品添加物製造工場の立ち上げ準備中であるなど、多様な分野でのマイクロ波プロセスの商用化に成功しております。また、あらゆる化学プロセスへのマイクロ波技術の導入を目指して、グリーン、ヘルスケア、エレクトロニクス、フードを重点分野として、幅広い分野において研究開発パイプラインの拡充および積極的な事業開発活動を行っております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における経営成績は、売上高68,053千円、営業損失は117,877千円、経常損失は121,613千円、四半期純損失は122,802千円となりました。

従来より、当社の売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期会計期間に売上が集中する傾向にあります。

また、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②財政状態の分析

総資産は1,694,411千円となり、前事業年度末に比べ7,291千円減少しました。これは主に、仕掛品が28,181千円、その他流動資産が50,712千円増加したのに対し、現金及び預金が53,778千円、売掛金が26,572千円減少したことによるものであります。

負債合計は1,081,528千円となり、前事業年度末に比べ115,510千円増加しました。これは主に、前受金が74,214千円、長期借入金が60,000千円増加したのに対し、その他流動負債が20,479千円減少したことによるものであります。

純資産は612,883千円となり、前事業年度末に比べ122,802千円減少しました。これは、繰越利益剰余金の減少によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、92,672千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	130,000
A種種類株式	10,714
B種種類株式	40,000
C種種類株式	28,404
D種種類株式	21,314
E種種類株式	7,000
F種種類株式	6,500
G種種類株式	13,000
計	180,000

(注) 当社の発行可能種類株式は、それぞれ普通株式 130,000株、A種種類株式10,714株、B種種類株式40,000株、C種種類株式28,404株、D種種類株式21,314株、E種種類株式7,000株、F種種類株式6,500株、G種種類株式13,000株であり、合計では256,932株となりますが、発行可能株式総数は180,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されておりません。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年5月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,000	13,443,400	非上場	(注) 4
A種種類株式	10,714	—	非上場	(注) 5
B種種類株式	35,300	—	非上場	(注) 5
C種種類株式	28,404	—	非上場	(注) 5
D種種類株式	15,628	—	非上場	(注) 5
E種種類株式	6,250	—	非上場	(注) 5
F種種類株式	6,441	—	非上場	(注) 5
G種種類株式	6,697	—	非上場	(注) 5
計	134,434	13,443,400	—	—

(注) 1. 2022年3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
 2. 2022年3月4日開催の取締役会の決議により、2022年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。
 これにより、発行済株式数は13,308,966株増加し、13,443,400株となっております。
 3. 2022年4月1日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 4. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
 5. 株式の内容は、次のとおり定款に定めております。

i 優先配当

当会社が剰余金の配当を行うときは、次のとおりとする。

(1) 当会社は、各事業年度の末日を基準日として金銭による剰余金の配当（以下本項において単に「配当」という。）を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下「C種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（以下「D種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種種類株式を有する株主（以下「E種種類株主」という。）又はE種種類株式の登録株式質権者（以下「E種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種種類株式を有する株主（以下「F種種類株主」という。）又はF種種類株式の登録株式質権者（以下「F種種類登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたG種種類株式を有する株主（以下「G種種類株主」という。）又はG種種類株式の登録株式質権者（以下「G種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち配当を行う。この場合、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対する配当は同順位とし、各種種類株式1株につき、当該種種類株式1株に係る払込金額（但し、当該種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。）に3.0%を乗じて得られる額の配当（以下それぞれ「A種優先配当金」、「B種優先配当金」、「C種優先配当金」、「D種優先配当金」、「E種優先配当金」、「F種優先配当金」、「G種優先配当金」という。）をする。但し、当該事業年度に属する日を基準日として当該種種類株主又は当該種種類登録株式質権者に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) ある事業年度において、各種種類株主又は各種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当の金額が、A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金およびG種優先配当金の合計額を支払うのに不足する場合には、配当額は次のとおりとする。かかる配当を行った後の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

①A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {A種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

②B種種類株主又はB種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {B種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

③C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {C種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

④D種種類株主又はD種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {D種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

⑤E種種類株主又はE種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {E種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

⑥F種種類株主又はF種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {F種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

⑦G種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対する配当額

(当会社の株主に配当される総額) × {G種優先配当金の額 ÷ (A種優先配当金の額 + B種優先配当金の額 + C種優先配当金の額 + D種優先配当金の額 + E種優先配当金の額 + F種優先配当金の額 + G種優先配当金の額)}

(3) 当会社がA種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式

質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対して、それぞれ各種優先配当金を配当した後、同一の事業年度において普通株主又は普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、同時に、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対して、各種種類株式1株あたり、当該配当の基準日において普通株式に転換されたと仮定して交付される数の普通株式に支払われる剰余金の配当額と同額の配当をする。

ii. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、各種種類株式1株につき、当該種種類株式1株に係る払込金額に1を乗じた金額（但し、当該種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下それぞれ「A種優先残余財産分配額」、「B種優先残余財産分配額」、「C種優先残余財産分配額」、「D種優先残余財産分配額」、「E種優先残余財産分配額」、「F種優先残余財産分配額」、「G種優先残余財産分配額」という。）を分配する。

- 2 前項に基づき、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、各A種種類株主又はA種種類登録株式質権者のA種優先残余財産分配額の全額、各B種種類株主又はB種種類登録株式質権者のB種優先残余財産分配額の全額、各C種種類株主又はC種種類登録株式質権者のC種優先残余財産分配額の全額、各D種種類株主又はD種種類登録株式質権者のD種優先残余財産分配額の全額、各E種種類株主又はE種種類登録株式質権者のE種優先残余財産分配額の全額、各F種種類株主又はF種種類登録株式質権者のF種優先残余財産分配額の全額及び各G種種類株主又はG種種類登録株式質権者のG種優先残余財産分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、各A種種類株主又はA種種類登録株式質権者のA種優先残余財産分配額の合計額、各B種種類株主又はB種種類登録株式質権者のB種優先残余財産分配額の合計額、各C種種類株主又はC種種類登録株式質権者のC種優先残余財産分配額の合計額、各D種種類株主又はD種種類登録株式質権者のD種優先残余財産分配額の合計額、各E種種類株主又はE種種類登録株式質権者のE種優先残余財産分配額の合計額、各F種種類株主又はF種種類登録株式質権者のF種優先残余財産分配額の合計額及び各G種種類株主又はG種種類登録株式質権者のG種優先残余財産分配額の合計額に基づく割合で残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
- 3 第1項に基づきA種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者に対して、それぞれA種優先残余財産分配額の全額、B種優先残余財産分配額の全額、C種優先残余財産分配額の全額、D種優先残余財産分配額の全額、E種優先残余財産分配額の全額、F種優先残余財産分配額の全額及びG種優先残余財産分配額の全額が分配された後に、なお残余財産がある場合には、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者、G種種類株主又はG種種類登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株あたり、第1項に従い分配されたA種優先残余財産分配額と合わせてA種種類株式1株に係る払込金額に2を乗じた金額（但し、当該種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。）に満つるまで残余財産を分配する。
- 4 前項に基づきA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して残余財産を分配した後、なお残余財産がある場合には、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者、G種種類株主又はG種種類登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者の間で、その持株比率に応じて、分配されるものとする。なお、持株比率を計算するに際しては、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者、B種種類株主又はB種種類登録株式質権者、C種種類株主又はC

種種類登録株式質権者、D種種類株主又はD種種類登録株式質権者、E種種類株主又はE種種類登録株式質権者、F種種類株主又はF種種類登録株式質権者及びG種種類株主又はG種種類登録株式質権者の持株数は、当該分配の基準日において普通株式に転換されたと仮定して交付される数によるものとする。

iii. 自己株式の取得

すべての各種種類株式が当会社に取得されるまでの間は、すべての種類株式に係る全種種類株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社は普通株式を合意により有償で取得しない。

2 A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式又はG種種類株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

iv. 株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。

2 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種種類株主にはC種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種種類株主にはD種種類株式又はD種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、E種種類株主にはE種種類株式又はE種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、F種種類株主にはF種種類株式又はF種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、G種種類株主にはG種種類株式又はG種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。但し、ある種の種類株主の全員が、当該種種類株主への当該無償割当を不要とすることにつき書面により同意した場合、当会社は当該種種類株主への当該無償割当てを行わないものとする。

3 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種種類株主にはC種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種種類株主にはD種種類株式又はD種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、E種種類株主にはE種種類株式又はE種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、F種種類株主にはF種種類株式又はF種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、G種種類株主にはG種種類株式又はG種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

v. 普通株式と引換えにする取得請求権（普通株式への転換）

A種種類株主、B種種類株主、C種種類株主、D種種類株主、E種種類株主、F種種類株主、G種種類株主は、いつでも、以下に定める条件にしたがい、当会社に対して、当会社の普通株式と引換えに、それぞれA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式、G種種類株式を取得することを請求することができるものとする。

(1) 取得価額

取得価額は、A種種類株式1株につき11,200円とし、B種種類株式1株につき20,000円とし、C種種類株式1株につき42,245円、D種種類株式1株につき56,300円、E種種類株式1株につき64,000円、F種種類株式1株につき77,000円、G種種類株式1株につき115,000円とする。

(2) 取得価額の調整

以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下の通り取得価額を調整する。

(i) 株式の分割又は無償割当により当会社株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社の有する当会社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\frac{\text{調整後取}}{\text{得価額}} = \frac{\text{調整前取}}{\text{得価額}} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株主への割当てにかかる基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

(ii) 当会社株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生のときをもって以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社の有する当会社の株式の数は含まないものとする。

$$\frac{\text{調整後取}}{\text{得価額}} = \frac{\text{調整前取}}{\text{得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の株式を発行又は当会社が保有する自己株式を処分する場合、

以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）に基づき取得価額を調整するものとし、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。また、この場合に取得価額調整式については以下のとおりとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数と、発行済種類株式のすべてが当該日において転換されたとみなしたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

(b)会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(iv) 取得請求権付株式又は取得条項付株式であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の株式を交付する定めがあるものを発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、取得価額調整式に基づき取得価額を調整するものとし、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、又、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。また、この場合に取得価額調整式については以下のとおりとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数と、発行済種類株式のすべてが当該日において転換されたとみなしたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

(b) 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

(c) 「新発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日において、発行又は処分される取得請求権付株式すべてについて取得請求権が行使されたとみなした場合に交付される株式の数を意味するものとする。

(d) 「1株当たり払込金額」とは、株式1株を取得するために当該取得請求権付株式の取得及び取得請求権の行使を通じて負担すべき金額を意味するものとする。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社の普通株式を交付する定めがあるものを含む。）1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、取得価額調整式に基づき取得価額を調整するものとし、調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。調整後の取得価額は、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。また、この場合に取得価額調整式については以下のとおりとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における、当会社の発行済普通株式数と、発行済種類株式のすべてが当該日において転換されたとみなしたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

(b) 「新発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日において、発行される新株予約権のすべてが行使され、かつ目的たる株式が取得請求権付株式の場合にはすべてにつき取得請求権が行使されたとみなした場合に交付される株式の数を意味するものとする。

(c) 「1株当たり払込金額」とは、株式1株を取得するために当該新株予約権の取得、新株予約権の行使、及び新株予約権の行使により取得した取得請求権付株式の取得請求権の行使を通じて負担すべき金額を意味するものとする。

(vi) 上記(i)ないし(v)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社は種類株主及び種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会により適切に行うものとする。

(a)合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本金の額の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(b)前号のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生（当会社の発行した取得条項付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付する場合も含む。）によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 上記(iv)号に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。

(d) 上記(v)号に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてについて行使請求が行われた場合を除く。

(vii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(viii) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を

算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 取得価額の調整を行わない場合

本条(2)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

①当会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付又は処分する場合、又は新株予約権の行使により当会社の普通株式を交付又は処分する場合

②当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー又は取締役会が定めるこれらに準ずる者に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権（他の発行済新株予約権と合わせて新株予約権の目的たる株式数の合計数が累計で7,190株を超えない範囲に限る。但し、取締役会の全会一致で新たな上限が設定された場合にはそれに従う。）を発行する場合

③オプション、ワラントその他の転換性証券の行使により株式が発行される場合

④発行会社が関与する合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の買収又は組織再編（但し、取締役会の全会一致で承認されたものに限る。）により株式又は株式に転換可能な証券が発行される場合

⑤すべての種類株式に係る全種種類株主の全員が、調整を不要とすることについて書面で同意した場合

(4) 転換により発行すべき普通株式数

種類株式の転換により発行すべき当会社の普通株式の株式数は次の通りとする。但し、転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。

$$\text{転換により発行} = \frac{\text{種類株主が転換請求をした種類株式の払込金額の総額}}{\text{すべき普通株式数}} \quad \text{取得価額}$$

上記の種類株式の払込金額は、種類株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。

vi. 株式の取得条項（一斉取得）

当会社が、国内外の金融商品取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社から各種種類株式の全部を取得するのと引換えに各種種類株主に対し当会社の普通株式を交付すべき旨（各種種類株式の普通株式への転換）の要請を受けた場合には、当会社は取締役会の決議をもって定める日に各種種類株式の全部を取得し、これと引換えに、各種種類株主に対して、当会社の普通株式を交付することができるものとする。この場合、各種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該種種類株式の払込金額（但し、当該種種類株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を前条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数とする。但し、各種種類株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当会社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けた各種種類株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

2 前項に定める普通株式の数の算出に当たって、1株未満の端数が生じた場合には、当該端数を四捨五入し、現金による調整は行わない。

3 金融商品取引所又は日本証券業協会における種類株式に関する取扱いが変更された場合、各種種類株主は、本条に定める一斉取得の時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

vii. 種類株主総会の決議を要しない事項

会社法第322条第1項第1号（単元株式数についてのものに限る）、及び第2号乃至第13号に掲げる行為については、普通株主、A種種類株主、B種種類株主、C種種類株主、D種種類株主、E種種類株主、F種種類株主、G種種類株主各構成員とする各種種類株主総会の決議を要しないものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	—	2,298,446	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	134,434	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	134,434	—	—
総株主の議決権	—	134,434	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	382,320	328,542
売掛金	68,627	42,055
仕掛品	17,139	45,320
その他	109,210	159,922
流動資産合計	577,297	575,840
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	*1 184,370	*1 177,905
リース資産（純額）	375,181	370,197
その他（純額）	*1 142,011	*1 144,135
有形固定資産合計	701,562	692,238
無形固定資産	*1 16,053	*1 19,899
投資その他の資産		
関係会社株式	106,444	106,444
関係会社長期貸付金	213,000	213,000
その他	87,344	86,988
投資その他の資産合計	406,789	406,433
固定資産合計	1,124,406	1,118,571
資産合計	1,701,703	1,694,411

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,140	15,310
未払法人税等	4,140	3,729
前受金	244,550	318,764
その他	103,941	83,462
流動負債合計	360,772	421,266
固定負債		
長期借入金	250,000	310,000
リース債務	355,245	350,261
固定負債合計	605,245	660,261
負債合計	966,017	1,081,528
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,298,446	2,298,446
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,562,760	△1,685,562
利益剰余金合計	△1,562,760	△1,685,562
株主資本合計	735,685	612,883
純資産合計	735,685	612,883
負債純資産合計	1,701,703	1,694,411

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
売上高	*1 68,053
売上原価	29,082
売上総利益	38,971
販売費及び一般管理費	156,848
営業損失(△)	△117,877
営業外収益	
受取利息	106
為替差益	171
その他	164
営業外収益合計	442
営業外費用	
支払利息	4,178
営業外費用合計	4,178
経常損失(△)	△121,613
特別損失	
本社移転費用	476
特別損失合計	476
税引前四半期純損失(△)	△122,089
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等合計	712
四半期純損失(△)	△122,802

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準等の適用による、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(四半期貸借対照表関係)

*1 固定資産圧縮記帳

国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
建物	43,531 千円	43,531 千円
構築物	34,570〃	34,570〃
機械及び装置	433,933〃	433,933〃
工具、器具及び備品	3,039〃	3,039〃
ソフトウエア	9,845〃	9,845〃

2 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。なお、本契約には、純資産額および期間損益計上に関する財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
コミットメントラインの総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	—〃	—〃
差引額	300,000〃	300,000〃

(四半期損益計算書関係)

*1 売上高の季節的変動

当第1四半期累計期間

当社は事業の性質上、売上高に季節的変動があり、第1四半期、第2四半期および第3四半期に比し、第4四半期の売上高の割合が高くなります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
減価償却費	17,153 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	990,000 千円	990,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	106,444 " "	98,649 "
(注)上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。		
持分法を適用した場合の投資利益の金額		△7,794 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

	事業セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	67,953千円
その他	100千円
合計	68,053千円

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2021年 4月 1 日 至 2021年 6月 30日)
1 株当たり四半期純損失	△49.12円
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (千円)	△122,802
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	△122,802
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 2. 2022 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022 年 3 月 4 日開催の取締役会決議に基づき、2022 年 4 月 1 日付をもって株式分割を行っております。また、2022 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022 年 3 月 31 日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 134,434 株

今回の分割により増加する株式数 13,308,966 株

株式分割後の発行済株式総数 13,443,400 株

株式分割後の発行可能株式総数 53,000,000 株

(3) 株式分割の効力発生日

2022 年 4 月 1 日

(4) 1 株当たり情報に及ぼす影響

「1 株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月10日

マイクロ波化学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森内茂之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

見田昌裕

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているマイクロ波化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マイクロ波化学株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上